

## 障害者控除対象者認定書の発行について

所得税法や地方税法では、**障害者手帳（身体、精神）や療育手帳の交付を受けている方以外の方**でも、「これに準ずる者」として、市町村長の認定を受けた場合に「障害者控除」として所定の金額を所得から控除することができます。

町長の認定には、以下に記載したとおりの条件を満たす必要があります。「障害者控除対象者認定書」の発行を希望される方は、「障害者控除対象者認定書交付申請書」を町役場福祉課窓口において手続きをお願いします。

**対象者** 65歳以上で、以下の条件に当てはまる者。

障害類型		町長認定の条件	控除額
<b>障害者</b>	知的障害者（軽度・中度）に準ずる	要介護認定情報に記載の認知症高齢者自立度がⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲbの者	・所得税控除額 <b>27万円</b>
	身体障害者（3級～6級）に準ずる	要介護認定情報に記載の障害高齢者自立度がA1及びA2の者	・町県民税控除額 <b>26万円</b>
<b>特別障害者</b>	知的障害者（重度）に準ずる	要介護認定情報に記載の認知症高齢者自立度がⅣ及びⅤの者	・所得税控除額 <b>40万円</b>
	身体障害者（1級～2級）に準ずる		
	寝たきり老人（半年以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態）	要介護認定情報に記載の障害高齢者自立度がB1、B2、C1、C2の者	・町県民税控除額 <b>30万円</b>

※すでに障害者手帳や療育手帳の交付を受けている方は、その手帳を提示することにより控除が受けられますので、「障害者控除対象者認定書」の発行申請の必要はありません。

※「障害者控除対象者認定書」は、所得の控除にご利用いただくためのものです。障害者手帳の代わりになるものではありません。

※町長認定の条件にある、認知症高齢者自立度と障害高齢者自立度は、介護保険法に基づく要介護認定情報をもとに確認します。

お問い合わせ先	嘉手納町役場 福祉課 社会福祉係 喜屋武 098-956-1111（内線186）
---------	---